

令和6年第2回養老町臨時会会議録

令和6年第2回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和6年10月18日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第5 承認第7号 専決処分の承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第6 議案第45号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）
- 日程第7 議案第46号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）
- 日程第8 議案第47号 財産（小中学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）
- 日程第9 議案第48号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）
- 日程第10 議案第49号 養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事請負契約の締結について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北倉 義博

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部長 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	大倉修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中修	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規	消防課長	玉井洋祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第2回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

なお、本臨時会においては上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和6年第2回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、6番 岩永義仁君、7番 吉田太郎君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、10月10日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長(吉田太郎君) 議会運営委員会報告。

10月10日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第2回養老町議会臨時会の日程についてであります。

開議は10月18日金曜日午前9時30分、会期は1日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今臨時会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること、以上のとおり決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分報告1件、専決処分の承認1件、財産

取得追認4件、契約締結1件、以上計7件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、専決処分の承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第5号））と日程第10、養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事請負契約の締結についての計2議案については、上程後、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第6、財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）から日程第9、財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）までの計4議案については、一括上程後、提案説明を受け、各議案ごとに質疑・討論を経て採決すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日と決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度8月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和6年第2回養老町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ御参集賜りまして、厚く御礼申し上げます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、過去に購入した教師用教科書及び指導書について、本来は地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、予定価格が700万以上の財産の取得につきましては、契約前に議会の議決を得なければ

ならないところでもございましたが、これに該当していたにもかかわらず、議会議決を得ずに購入していたことが判明いたしました。

本事案につきましては、他の自治体において同様の事案が報道されたことを受け、本町でも確認を行ったところ、同様の案件が4件あることが明らかになったものでございます。法令を遵守する立場にありながら、このような事態に至りましたことを誠に申し訳なく思っております。

当該契約につきましては、適法なものとするべく、本臨時会において追認を求める議案を提出させていただいております。また、今後このような事案を未然に防ぐため、法令のルールを遵守し、手続等漏れがないようチェック体制を強化するなど、再発防止策に徹底してまいりたいと思っております。

議員各位並びに町民の皆様には大変御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

次に、国民の信任を得た上で政治を進めたいと総理大臣就任から衆議院の解散まで戦後最速で行った石破茂総理でございますが、今月4日に召集されました臨時国会の所信表明演説の冒頭で全ての人に安心と安全をと述べられており、その実現に向けては、ルールを守る、日本を守る、国民を守る、地方を守る、若者・女性の機会を守るの5本柱を掲げられております。特に注目すべきは、地方創生について、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増させることを目指すほか、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、新しい地方経済・生活環境創生本部を創設すると表明をされております。

本町といたしましても、引き続き国の動向を十分注視し、タイミングを逃さないようにするとともに、長期化する個人消費の低迷や物価高騰の影響を受けている町民の皆様への支援、そして地域経済の回復と活性に向けた効果的な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。議員各位におかれましても、格別の御理解を切にお願いいたします。

次に、今週14日月曜日、祝日でございますけれども、国内の最大の文化の祭典である第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭、「清流の国ぎふ」文化祭2024の開会式が、天皇皇后両陛下の御臨席の下、岐阜メモリアルセンターで行われました。私も議長と共に出席させていただきましたけれども、同文化祭では11月24日までの42日間にわたり、県内42市町村で330を超える文化イベントが開催される予定であり、本町におきましても、明日、あさって、2日間にわたって開催する養老フェスタをはじめ、明日から来月24日の日曜日まで開催される養老町文化フェスティバルと来月17日土曜日に開催する「家族の絆 愛の詩」の合わせて3つの文化イベントを実施いたします。

また、町制施行70周年記念事業では、先月14日土曜日に役場正面玄関前駐車場にて軽トラSDGsマルシェを開催いたしました。9月半ばとしては暑い日になりましたが、朝早くから大勢の町民の方、お客様に御来場いただき、買物を楽しんでいただくことが

できました。

さらに、今月にかけては養老町制施行70周年記念事業がめじろ押しでございます。先ほどの国文祭関連事業の3つに加えまして、明日土曜日は養老町“絆”ウォーキング、そして11月3日日曜日、文化の日でございますけれども、町民会館におきまして養老町制施行70周年記念式典及び記念講演を開催いたします。

このほか、11月9日土曜日には2回目となる軽トラSDGsマルシェが養老駅前広場、そして翌日に当たる10日日曜日には、養老山中でございますけれども、アセビ平ウッドテラス完成式典が現地で開催される予定でございます。ぜひ御来場いただきたい。よろしく願いいたします。

さて、本臨時会において提案する議案は、損害賠償額の決定の報告が1件、一般会計補正予算の専決処分が1件、財産取得についての追認を求める議案が4件、契約締結が1件の合計7議案でございます。よろしく御審議を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し、議題とします。

なお、本件は地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告をするものでございます。

事故の概要は、令和6年4月19日午前9時20分頃、養老町石畑地内の主要地方道南濃関ヶ原線、県道56号線において、救急車が民家へ後退するため左ハンドルを切り前進したところ、後方に停車していたオンデマンドバスが追い抜きをするため前進した際、救急車の左側面とオンデマンドバスの右前部が衝突をしたものでございます。

本件は、町が所有する車両同士の事故でありますので、相手方への損害賠償は発生せず、相手側が負担する各車両の修理費の割合を業務委託の契約及び交渉により決定したものでございます。

なお、当町が負担すべき修理費用につきましては、加入します一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済にて対応いたします。

令和6年10月1日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したため、専決処分いたしました。

内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第5、承認第7号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第5、承認第7号 専決処分の承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第7号 専決処分の承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第5号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、第50回衆議院議員総選挙の執行に伴い、歳入歳出それぞれ1,488万9,000円を追加し、予算総額を124億6,056万8,000円とするもので、令和6年10月2日付で専決処分したものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

議案書の8ページ、9ページを御覧ください。

款2総務費、項4選挙費、3目衆議院議員選挙費では、選挙に必要な人件費や委託料等として1,488万9,000円を新たに計上いたしました。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。

款15県支出金、項3委託金、1目総務費委託金では、衆議院議員選挙委託金として1,454万6,000円を新たに計上いたしました。

また、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額34万3,000円を増額しております。

補正予算に伴う人件費の詳細につきましては、10ページから13ページにつきまして給与費明細書を添付させていただいておりますので、御覧ください。

以上で承認第7号 専決処分の承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第5号））についての提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第6、議案第45号から日程第9、議案第48号までの4議案につきましては、一括上程後、提案理由の説明を受け、それぞれ質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第6、議案第45号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）から日程第9、議案第48号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）までの4議案を一括上程し、議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました議案第45号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）から議案第46号、47号及び議案第48号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）までの4議案の説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定及び養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の財産については議会の議決を得て取得すべきところ、議会の議決を得ず買入れを行っていたため、全て4議案とも随契でございますけれども、財産の取得の追認について議会の議決を求めるものでございます。

冒頭、幹部職員全員謝罪させていただきましたけれども、今後このようなことのないように十分気をつけたいというふうに思います。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 尾前教育総務課長、演台にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

小学校及び中学校教師用教科書及び指導書について、議会の議決を経るべく予定価格700万円以上の財産を取得しました4議案の追認の議決をお願いするものでございます。

議案番号の順に御説明申し上げます。

議案第45号。

1. 財産の種類等、小学校教師用教科書及び指導書。
2. 取得の金額、1,908万9,895円。
3. 取得の相手方、岐阜県大垣市禾森町3丁目6番地1、株式会社方円堂書店、代表取締役 田中誠。
4. 取得の時期、平成27年度。

続きまして、議案第46号。

1. 財産の種類等、小学校教師用教科書及び指導書。
2. 取得の金額、2,162万4,744円。
3. 取得の相手方、岐阜県大垣市禾森町3丁目6番地1、株式会社方円堂書店、代表取締役 田中誠。
4. 取得の時期、令和2年度。

続きまして、議案第47号。

1. 財産の種類等、小中学校教師用教科書及び指導書。
2. 取得の金額、925万2,181円。本案件は、小学校及び中学校教師用教科書、指導書の取得金額であり、内訳として、小学校教師用教科書及び指導書分145万7,081円、中学校教師用教科書及び指導書分779万5,100円でございます。
3. 取得の相手方、岐阜県大垣市禾森町3丁目6番地1、株式会社方円堂書店、代表取締役 田中誠。
4. 取得の時期、令和3年度。

続きまして、議案第48号。

1. 財産の種類等、小学校教師用教科書及び指導書。
2. 取得の金額、2,359万4,728円。
3. 取得の相手方、岐阜県大垣市本今4丁目65番地2、株式会社方円堂書店、代表取締役 田中友紹。
4. 取得の時期、令和6年度。

以上で私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより日程第6、議案第45号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 説明の中で、これ、ほかの自治体で同様の案件があったので養老町でも調べたということですが、少し私、遡って調べてきました。例えば東京都武蔵野市、5月9日です、本年の。同じく東京の小平市で24年、今年ですね、6月に。大阪府寝屋川市では7月、富山県富山市では8月末の8月28日で、山口県の防府市、同じく8月末、神奈川県横須賀市8月末というふうにずらずらと続いてくるわけですが、養老町でこの件が発覚した時期ですね、いつであったのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

9月に高山市のほうで、あまり名前を言うことはよくないんですけれども、県内の高山のほうで9月議会の中でそういうような議案があったということで新聞報道がありましたので、県外のことはちょっと分かりませんが、やはり県内の新聞報道から再確認をさせていただいたということで、9月に発覚したということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今の町長の答弁で、9月発覚ということで、正確な日にちについて今話はなかったんですけれども、9月、養老町では9月議会が9月5日から9月20日まで開会されていたわけですが、この中で追加で上程するということができなかったタイミングだったのか、もう一度お知らせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 9月議会、うちはもう終わっておりましたので、その後でしたので、今回、臨時会でということで、9月の下旬でうちの議会が終了した後の案件だったというふうには覚えておりますけれども、ちょっと日にちまでははっきりとは、申し訳ございません、覚えておりません。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 平成27年ということで、10年遡ってというようなことですが、これ以前にも同じように消耗品として扱っておったと思うんですが、これ以前のことはもう時効というか、その圏外になっておるのか、その考え方だけお尋ねをいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 今の松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

会計規則等でやはり10年というのが一区切りだということで、今回は庁舎内全部の案件について確認させていただきましたので、何も今回、たまたまこれは教育委員会の案件でしたけれども、ほかの部署に渡っても全部調べましたので、10年ということで遡らせていただきました。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第46号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 先ほどの議案第45号、この後のやつにも当然関わることでしょけれども、今回のこの件というのは、この議員という立場からすると、地方自治の議会制民主主義の根幹に関わる結構大きい大問題だというふうに認識しております。であるにもかかわらず、今回の議案に職員の処分に関するようなものが一つも見当たらないんですけれども、この辺りの考え方についてお答えいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 職員の処分と言われましたけれども、これを10年遡ると辞めておる職員もいますし、多分、これはよくないことであるんですけども、慣例で、先ほど言っておりましたけれども、700万以上の、以下、以上の動産、動産の定義がどうかというところがやっぱり問題だと思うんです。

今回、この案件が出てきた分というのは、今まで動産ではないというふうに認識しておったものが動産ということで、700万以上の議会案件ということですので、先ほど幹部職員、議員の先生方並びに町民の方々にも謝罪させていただきましたけれども、これはもう見解だけが違ったということで、本来かけるべき案件だったんですけども、や

はりそういうところの認識が甘かったということでございますので、特に処分はする必要はないというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） その認識の甘さについて、まさに私が指摘したいところなんですけれども、9月議会においては、たしか同じく認識というかうっかりミスで、うちのあの課が消費税の支払いミスで、本人はもちろん、管理監督責任としてその上司に当たる方々が、多くの方が懲戒処分を受けるということがあったわけなんですけれども、同じくこれも相当大きな問題であるにもかかわらず、今、町長は処分をしないと断言したわけなんですけれども、こういったところが私がいつも言う養老町行政のダブルスタンダード、そういうところがまさに表れているんじゃないかと思うんですけど、10年前の職員は辞めている人もいます、そういうこともあるでしょうけど、確認して処分をするということではできませんけれども、別に今回は金銭的などこうがあったわけではないので、直接的な町への損害というものは発生しておりませんが、その責任の所在を明らかにする、誰が責任者であって、誰がどういう問題であったのかということをはきちんと明らかにして然るべしと考えますが、もう一度町長に対してこの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 職員ばかり言われますけれども、これは決算の認定をもう既に受けておる案件ですし、やはり監査委員さんからも監査をやっていただいておりますので、そういったところもいろいろ突き詰めると、なかなか職員だけの問題かということもありますので、今回はこのような形で議員の先生方に謝罪をさせていただきましたので、しっかりとその辺のところは内部でもう一度確認をさせていただきますけど、処分は行いません。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第47号 財産（小中学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第48号 財産（小学校教師用教科書及び指導書）の取得について（追認）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第10、議案第49号 養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第49号 養老町斎苑清華苑火葬棟空

調設備改修工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

本工事は、養老町斎苑清華苑の火葬棟の空調設備の改修を行うもので、地方自治法第96条第1項第5号及び養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町斎苑清華苑の火葬棟の空調設備について、設備の老朽化により改修工事を行うものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養老町斎苑清華苑火葬棟空調設備改修工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。
3. 契約金額、6,790万3,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町飯ノ木741番地2、近澤電気株式会社、代表取締役 近澤正勝。
5. 工期、本契約締結の日から令和7年3月31日。
6. 工事場所、養老町高田地内。
7. 工事概要、火葬等について、空調設備改修のための機械設備工事、電気設備工事等を行うものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回の入札が事後審査型条件付一般競争入札で行われたわけですが、3者応札で1番札、つまり一番金額が低かったところが失格ということになっておるんですけれども、当然審査の結果であろうと思うんですけれども、この辺りの事情について可能な範囲で御説明いただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の御質問に回答させていただきます。

このたびの事後審査型の一般競争入札に関しましては、失格判断基準価格というもの

がありまして、それを下回ったということで、このたび一番下の日比設備さんが応札された金額では失格判断という形で失格というふうになっております。

以上でございます。失礼します。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の議案審議は終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回養老町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時12分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月18日

議 長 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁

議 員 吉 田 太 郎